

III章 国営の大規模公園への道筋の検討

Ⅲ章 国営の大規模公園への道筋の検討

1. 国の公園等の動向の把握

(1) 国営公園の概要の把握

これまでに全国で17カ所が整備されている国営公園について、整備状況と利用状況とを整理すると、次ページの表のようになる。

図表 既存国営公園の状況等概観

○:無料施設 ●:有料施設 ◎:無料、有料施設両方あり

区分	公園名称	所在地	計画面積 (ha)	都市計画決定	供用開始	開園面積 (ha)	利用料金	施設																																指定文化財	利用状況 利用者数 (人) (H27)													
								修景施設			休養施設			遊戯施設			運動施設								教養施設							便益施設																						
								芝生広場	花壇・花畑	池・滝・噴水・流れ	日本庭園	休憩所	B B Q広場、施設	オートキャンプ場	青少年の家	遊具広場・施設	水遊び場・じゃぶじゃぶ池	ビーチ	サッカー・ラグビー場	フットサルコート	野球場・少年野球場	ゲートボール場	陸上トラック	テニスコート	サンドコート	パークゴルフ場等※1	マウンテンバイクコース	サイクリングセンター・サイクリングコース	ブル	ドッグラン	里山・自然林等	田畑	野外劇場	植物園・花木園	動物園・動物舎・水族館	日本庭園	モニユメント	体験学習施設	展望施設			天文台	宿泊施設	レストラン	売店	駐車場								
口	国営武蔵丘陵森林公園	埼玉県熊谷市、滑川町	304	S43.3.12	S49.7	304	有	○	○	○	○	○	●		○	○								○		○		○	○									○	○	●	○	●		880,000										
口	国営飛鳥歴史公園	飛鳥区域	奈良県高市郡明日香村	59.9	S46.7.30	S49.7	59.9	無	○	○																												●	○	○	○	有	880,000											
		平城宮跡区域	奈良県奈良市佐紀町、法華寺町、二条大路南、二条町	122.1	H20.10.28	H30.3	31.8	無	○																																県	県	県	県	有									
イ	淀川河川公園	(大阪府域38地区・京都府域2地区)	大阪府大阪市、枚方市、寝屋川市、守口市、高槻市、摂津市、島本町、京都府大山崎町、八幡屋市	1,216	S51.9.20	S52.3	240.6	無	○		○										●	●	●	●	●	●			○		○											○		6,740,000										
イ	国営海の中道海浜公園	福岡県福岡市	539	S50.5.17	S56.10	298	有	○	○	○		○	●		○										○	●	●	○		○									●	●	○	●		2,210,000										
口	国営沖縄記念公園	海洋博覧会地区	沖縄県国頭郡本部町	77.2	S51.3.21	S51.8	71.8	無	○	○	○																●	◎												◎		●	○	○		4,610,000								
		首里城地区	沖縄県那覇市	4.7	S56.2.27	H4.11	3.2	有		○																																○	○	●	有	2,670,000								
口	国営昭和記念公園	東京都立川市、昭島市	180	S56.11.27	S58.10	169.4	有	○	○	○	○	○													○		●	○		○												●	○	●		4,400,000								
イ	国営滝野すずらん丘陵公園	北海道札幌市	396	S53.1.17	S58.7	395.7	有	○	○	○		○	○	●	○										○	○	○		○											○	○	●	●	○	●		610,000							
イ	国営常陸海浜公園	茨城県ひたちなか市	350	S58.4.14	H3.10	199.5	有	○	○	○		○	○												◎	●	○		○													○	○	●	○	●		2,140,000						
イ	国営木曽三川公園	三派川地区	愛知県一宮市、稲沢市、愛西市、江南市、犬山市、弥富市、扶桑町	2,441.9	S56.10.9	S62.10	107.8	無	○	○	○																																	○		●	○	○		7,725,266 (H26)				
		中央水郷地区	岐阜県各務原市、海津市、岐阜市、羽島市、笠松町、岐南町	3,635.7	S56.10.20		179.1	無	○	○	○		○	○	○																														○	○	●	○	○		2,166,784 (H26)			
		河口地区	三重県桑名市、木曾岬町	9.6	S56.11.20		0.8	無	○		○																																				○				9,892,050 (H26)			
イ	国営みちのく森の湖畔公園	宮城県柴田郡川崎町	647.4	S57.12.14	H1.8	647.4	有	○	○	○		○	○	●		○											○																○	○	○	○	●	○	●		765,000			
イ	国営備北丘陵公園	広島県庄原市	340	S60.1.31	H7.4	340	有	○	○	○																◎	○	○	○	○	○													○	○	●	○	●		423,695				
イ	国営讃岐まんのう公園	香川県仲多度郡まんのう町	350	S61.8.29	H10.4	350	有	○	○	○		○	○	●		○											○	○	○	○	○														○	○	●	○	●		500,000			
イ	国営越後丘陵公園	新潟県長岡市	400	S61.8.29	H10.7	298.4	有	○	○	○		○	○															○	○	○															○	○	○	○	●	○	●		541,903	
イ	国営アルプスあづみの公園	堀金・穂高地区	長野県安曇野市	353	H2.11.19	H16.7	100	有	○	○	○																																		○		○	○	○	●	○	○		271,000
		大町・松川地区	長野県大町市、北安曇郡松川村			H21.7	253	有	○	○	○																																				○		○	○	●	○	○	
口	国営吉野ヶ里歴史公園	佐賀県神埼市、神埼郡吉野ヶ里町	54	H5.3.15	H13.4	52.8	有	○				○	○															○																	○	○	●	○	●	有	731,000			
イ	国営明石海峡公園	淡路地区	兵庫県淡路市	96.1	H6.12.20	H14.3	40.4	有	○	○	○		○	○																																○	○	●	○	●		837,000		
		神戸地区	兵庫県神戸市	233.9	H9.2.28	H28.5	41.3	有	○	○	○																																				○		○	●		—		
イ	国営東京臨海広域防災公園	東京都江東区	6.7	H15.11.6	H22.7	6.7	無	○	○																																						○					571,114		

※1 パークゴルフ場の他、グランドゴルフコース、ディスクゴルフコースを含む

(2) 国の公園等の近年の動向

国営公園等、国が設置する公園の動向を概観すると、近年は、次に掲げるような特徴があると考えられる。

1) 整備から管理運営の時代へ

国営公園とは、国が設置する都市公園で、1976年（昭和51年）の都市公園法改正によって創設された制度である。都市公園法には、次の2種類が定められている。

- イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（ロに該当するものを除く。）
- ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

これらは、「イ号公園」、「ロ号公園」と呼ばれ、法改正以前から国が整備・管理していた公園をこの制度の元に位置づけ直したものを含めて、これまでにイ号が12カ所、ロ号が5カ所、合計17カ所が設置されている。

開園状況について見ると、平成28年12月末現在、一部開園を含めれば全国営公園が供用を開始しており、計画面積11,816haに対して開園面積4,154ha（開園率35%）となっている。

広大な河川敷を含む特殊な計画区域になっている淀川河川公園や国営木曾三川公園、比較的近年に計画区域の決定・拡大が行われた飛鳥・平城宮跡歴史公園、明石海峡公園の開園率が低いものの、それ以外ではすでに全面開園に至っている公園もある。淀川と木曾三川の両河川公園を除けばイ号、ロ号とも開園率は80%程度となっていることから、既存の国営公園の整備は、一定の水準に達し、管理運営、ストック活用などの段階へと移行しつつあるのではないかと考えられる。

また事業着手時期を見ると、12公園は昭和年代、5公園が平成年代であり、国営東京臨海広域防災公園が最も新しく、平成14年度の事業着手である。国営公園では、平成29年度までのここ15年は、新規の事業着手はないことになる。また、「ロ号公園」についてみると、国営吉野ヶ里歴史公園が平成4年度の事業着手で最も新しいといえるが、平成20年に、国営飛鳥歴史公園が新たに「平城宮跡区域」を追加し、「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園」となり、現在も事業を継続している状況にある。

図表 既存国営公園の開園率

区分	公園名	所在地	計画面積 (ha)	開園面積 (ha)	開園率 (%)	事業年度
ロ	国営武蔵丘陵公園	埼玉県	304.0	304.0	100%	S43～
ロ	国営飛鳥・平城宮跡歴史公園	奈良県	182.0	91.7	51	S46～
イ	淀川河川公園	大阪府、京都府	1,216.0	240.6	20%	S47～
イ	国営海の中道海浜公園	福岡県	539.0	297.7	55%	S50～
ロ	国営沖縄記念公園	沖縄県	81.9	75.4	92%	S50～
ロ	国営昭和記念公園	東京都	180.0	169.4	94%	S53～

区分	公園名	所在地	計画面積 (ha)	開園面積 (ha)	開園率 (%)	事業年度
イ	国営滝野すずらん丘陵公園	北海道	396.0	395.7	100%	S53～
イ	国営常陸海浜公園	茨城県	350.0	200.7	57%	S54～
イ	国営木曾三川公園	岐阜県、愛知県、三重県	6,088.0	288.2	5%	S55～
イ	国営みちのく杜の湖畔公園	宮城県	647.0	647.4	100%	S56～
イ	国営備北丘陵公園	広島県	340.0	338.8	100%	S57～
イ	国営讃岐まんのう公園	香川県	350.0	350.0	100%	S59～
イ	国営越後丘陵公園	新潟県	399.0	298.4	75%	H元～
イ	国営アルプスあづみの公園	長野県	352.8	352.8	100%	H2～
ロ	国営吉野ヶ里歴史公園	佐賀県	54.0	52.8	98%	H4～
イ	国営明石海峡公園	兵庫県	330.0	83.4	25%	H5～
イ	国営東京臨海広域防災公園	東京都	6.7	6.7	100%	H14～
			11,816.4	4,193.7	35%	

出典：「平成30年度公園緑地関係資料集」（国土交通省，平成30年5月）

2) 大規模な国営公園の整備から、小規模な国営公園と都道府県営公園等との一体整備へ

現行の都市公園法に基づく国営公園が制度化される以前から、国が直接に整備・管理する都市内のオープンスペース（公共空地）は存在していた。これらは、旧皇室苑地（現・新宿御苑等）や旧日本軍の用地（現・北の丸公園等）であり、現在は環境省が管理している。

現行制度以前のものと国営公園をあわせた「国が設置する公共空地」の変遷については、鹿野(2013)が下表のように整理している。

この整理に基づけば、現在は、時代背景による類型から見れば「国民生活の成熟期（変換期）」にあたり、広域レクリエーション需要を満たすために整備されてきたイ号公園が一定の充足に至ったことなどを背景として、新たに大規模な国営公園の整備は行なわれなくなり、行われる場合でも都道府県事業と一体的なものとして整備されたり、小規模単独なものとして整備されるようになった時期にあたるのではないかと考えられる。

図表 国によるオープンスペース整備の時代背景による類型（上）と、整備形態による類型（下）

類型	時期(期)		整備の特徴
終戦からの復興期 (萌芽期)	昭和20年～40年頃	I 期	戦後の土地利用転換に伴う首都整備の一環、国際社会への復帰
高度経済成長と環境意識の形成期(展開期)	昭和40年～50年頃	II 期	急速な都市化に対する歴史的資産やみどりの保全
広域レクリエーション活動の高揚期(発展期)	昭和51年～60年頃	III 期	経済成長に伴うレクリエーション需要への対応
国民生活の安定期(充実期)	平成元年～10年頃	IV 期	地方公共団体との連携による公園・緑地整備
国民生活の成熟期(変換期)	平成10年～現在	V 期	新たな政策目的への対応

整備対象の オープンスペース	類型化の概要	国によるオープンスペース整備の 類型時期(上表より)				
		I	II	III	IV	V
従前苑地	既に公園となる用地確保(土地利用が確定)されている箇所を整備	○				
大規模単独	一箇所で大規模な公園を整備		○	○		
文化的資産周辺	文化的資産の保存と活用の観点から区域設定し、整備		○		○	
複数分散	一つの公園として、複数区域を整備		○	○	○	
周辺一体	管理者が異なる公園を隣接させるなど周辺環境を一体で整備				○	○
小規模単独	一箇所以小規模な公園を整備					○

出典：鹿野央『国営公園整備の進展と利用者の動態に関する研究』（2013）より作成

3) 「国営公園」から個別の政策目的に対応する「国が設置する公共空地」へ

平成10年（1998）以降に整備または事業化された国営公園、国が設置する公共空地については、次のような事例がある。

これらについて、国特別史跡の整備のために既存の国営公園区域が拡大指定されたキトラ古墳周辺地区、平城宮跡区域を除けば、設置の目的が首都圏防災、東日本大震災復興、アイヌ政策など政府が掲げる新たな政策目的に対応しており、設置までの検討に内閣府が関与するなど、従前の国営公園整備とは異なる経過をたどっているのではないかと考えられる。

図表 平成10年以降に整備または事業化された国営公園、国が設置する公共空地

区分	公園・地区名	概要
国営公園	国営飛鳥歴史公園 (キトラ古墳周辺地区)	<ul style="list-style-type: none"> 昭和58年（1983）に彩色壁画が発見され、平成12年（2000）に特別史跡に指定されたキトラ古墳を中心とする地区。 平成13年（2001）に既存の国営飛鳥歴史公園の拡大として閣議決定。 キトラ古墳と、周辺の自然環境や田園景観と合わせて13.6haが国により保存整備され、平成28年（2016）に開園
国営公園 + 県営公園	国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 (平城宮跡区域)	<ul style="list-style-type: none"> 大正11年（1922）から国の史跡であり、戦後に特別史跡指定、史跡区域の拡大、保存整備などが進められていた平城宮跡について国営公園化。 平成20年（2008）に既存の国営飛鳥歴史公園の拡大・名称変更として閣議決定。 国営公園区域約122ha、奈良県管理区域約10ha、合計約132haが都市計画決定され、平成30年4月に国部分のうち31.8ha、県部分のうち3.1ha、合計34.9haが開園
国営公園 + 都立公園	国営東京臨海広域防災公園	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年（2001）に都市再生本部による「都市再生プロジェクト（第一次決定）」として東京湾臨海部における基幹的防災拠点の整備が決定。 平成15年（2003）に国営公園部分6.7haと東京都立公園部分約6.7ha、合計13.2haが一体的に都市計画決定され、平成23年に全面開園
県・市営公園 + 国営オープンスペース	復興祈念公園	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年（2014）に東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂等を目的とする国営追悼・祈念施設（仮称）の整備を閣議決定。 岩手、宮城、福島各県に1ヵ所ずつ計画される予定。 各公園には国が整備する「国営追悼・祈念施設（仮称）」を含む。この面積は各数ha程度。
国営施設 + 国営オープンスペース	アイヌ文化復興等を促進するための民族共生の象徴となる空間 (国立民族共生公園)	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年（2014）に、アイヌ政策推進会議の下で推進している施策の中核となる民族共生象徴空間の整備及び管理運営について閣議決定。 主要施設等としては民族共生象徴空間、国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園が計画されており、このうち公園（約10ha）を国土交通省が整備・管理する都市計画公園となる。 2020年に国立公園と公園とが開設予定。
町営公園 + 国保存・展示施設	明治記念大磯邸園	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年（2017）に「明治150年」関連施策として旧伊藤博文邸（滄浪閣）を中心とする歴史的な建物群と周辺緑地の保存・整備・活用を閣議決定 建物群と周辺の緑地を合わせて約6ha。

(3) 国営公園および国が設置する公共空地の閣議決定理由・趣旨等の把握

これまでに、ロ号公園としては5カ所（うち国営沖縄記念公園は2地区、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園は2区域）について閣議決定がなされている。また先に見たように、近年はイ号公園であっても内閣主導で整備が位置づけられた国営東京臨海広域防災公園や、ロ号公園に類似する役割を持ちつつも国営公園とは別の制度で設置される国立民族共生公園、東日本大震災からの復興祈念公園、明治記念大磯邸園といった「国が設置する公共空地」がある。

これらの閣議決定理由・趣旨等を分類すると次のようになる。

図表 既設ロ号国営公園および国が設置する公共空地の閣議決定等理由・趣旨の整理

閣議決定理由・趣旨等		公園名
国家的な記念事業	我が国の時代の転換点などを記念する	<ul style="list-style-type: none"> ・国営武蔵丘陵森林公園（明治100年） ・国営昭和記念公園（昭和天皇の御在位50年） ・国営沖縄記念公園首里城地区（沖縄の復帰） ・明治記念大磯邸園（明治150年）
	国家的な大規模行事を記念する	<ul style="list-style-type: none"> ・国営沖縄記念公園海洋博覧会地区（沖縄国際海洋博覧会）
我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用		<ul style="list-style-type: none"> ・国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 ・国営吉野ヶ里歴史公園
アイヌ文化の復興等の促進		<ul style="list-style-type: none"> ・国立民族共生公園
大災害からの復興の象徴		<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災からの復興祈念公園

これを見ると、ロ号公園の趣旨の第一に挙げられる「国家的な記念事業」として整備されたものが多いが、「我が国の時代の転換点などを記念する」に分類した首里城地区、「アイヌ文化の復興等の促進」を目的とする国立民族共生公園についても「我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用」に近似するものだと捉えることも可能ではないかと考えられる。

図表 飛鳥・平城宮跡公園及び園が整備する公共施設の概要

公園名・公共空地名	(地区名)	閣議決定	案件名	位置・場所	面積	目的・趣旨・特徴・特記
国営武蔵丘陵森林公園		昭和43年10月18日	明治百年事業として行う国営森林公園の設置について	埼玉県比企郡滑川村大字山田、福田、土塩、及び熊谷市大字揚井の一部にわたる武蔵丘陵	面積304haの国営森林公園を 設置	明治百年記念事業の一環として
	祝戸地区 石舞台地区 甘樫丘地区	昭和45年12月18日	飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について	(4)公園 明日香村大字島之庄(石舞台)、大字豊浦(甘樫丘)及び大字祝戸(祝戸)	都市計画公園を設置	飛鳥地方(飛鳥京及び藤原京の所在する奈良県高市郡明日香村及びその周辺の地域をいう。)における歴史的風土及び文化財の保存等を図るため
国営飛鳥・平城宮跡歴史公園	高松塚周辺地区	昭和51年10月29日	飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策の一環としての都市公園の整備について	高松塚周辺地区(奈良県高市郡明日香村大字御園及び大字平田の一部にわたる区域)	面積約10haの区域	飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策の一環として 国営飛鳥歴史公園の一部として
	キトラ古墳周辺地区	平成13年3月16日	飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策の一環としての都市公園の整備について	キトラ古墳周辺地区(奈良県高市郡明日香村大字檜前、大字阿部山、大字大根田、大字栗原の一部にわたる)	面積約14haの区域	飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策の一環として 国営飛鳥歴史公園の一部として
	平城宮跡地区	平成20年10月28日	我が国固有の優れた文化的資産である平城宮跡の保存及び活用を図るための都市公園の整備について	奈良県奈良市佐紀町、法華寺町、二条大路南及び二条町の一部にわたる	面積約120haの区域	我が国固有の優れた文化的資産である平城宮跡の保存及び活用を図るため 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園平城宮跡区域として
国営沖繩記念公園	海洋博覧会地区	昭和50年7月15日	沖縄国際海洋博覧会を記念する公園の設置について	沖縄県国頭郡本部町において開催される沖縄国際海洋博覧会の会場(面積約100ha)の跡地に	面積約100ha	沖縄国際海洋博覧会記念公園(仮称)を設置し、国により整備
	首里城地区	昭和61年11月28日	沖縄復帰記念事業として行う都市公園の整備について	首里城跡地(沖縄県那覇市首里城跡地の面積約4haの区域)	面積約4ha	沖縄の復帰を記念する事業の一環として 国営沖繩記念公園首里城地区として、国営沖繩海洋博覧会記念公園を国営沖繩記念公園海洋博覧会地区として整備
国営昭和記念公園		昭和54年11月30日	天皇陛下御在位五十周年記念事業として行う国営昭和記念公園の設置について	東京都立川市泉町、緑町及び富士見町並びに昭島市福島町及び郷地町の一部にわたる区域	面積約200haの国営昭和記念公園を設置	天皇陛下御在位五十周年記念事業の一環として

国営吉野ヶ里歴史公園	平成4年10月27日	我が国固有の優れた文化的資産である吉野ヶ里遺跡の保存及び活用を図るための都市公園の設置について	佐賀県神埼郡神埼町大字志波屋及び大字鶴、三田川町大字田手並びに東脊振村大字大曲の一部にわたる区域	面積約54haの国営吉野ヶ里歴史公園を設置	我が国固有の優れた文化的資産である吉野ヶ里遺跡の保存及び活用を図るため
国営追悼・祈念施設(仮称)	平成26年10月31日	東日本大震災からの復興の象徴となる国営追悼・祈念施設(仮称)の設置について	岩手県陸前高田市及び宮城県石巻市の一部の区域に	—	東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため
	平成29年9月1日 (一部変更)	東日本大震災からの復興の象徴となる国営追悼・祈念施設(仮称)の設置について	岩手県陸前高田市、宮城県石巻市及び福島県双葉郡浪江町の一部の区域に	—	東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため
国立民族共生公園(仮称)	平成26年6月13日	アイヌ文化の復興等を促進するための民族共生象徴空間の整備及び管理運営に関する基本方針について	3 象徴空間は、次に掲げる区域及び施設(1)アイヌ文化の復興の中核となる国立アイヌ民族博物館及び国立民族共生公園(国が設置する公共空地をいう。)を設置する区域(以下「中核区域」という。)(中核区域は、北海道白老郡白老町若草町(ポロト湖畔周辺地域)に設定する。)	—	象徴空間は、アイヌ文化の復興等を図るとともに、国際観光や国際親善に寄与するため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に先立ち、平成32年4月に一般公開し、年間来場者数100万人を目指す
	平成29年6月27日 (一部変更)				
明治記念大磯邸園	平成29年11月21日	「明治150年」関連施策として行う明治記念大磯邸園(仮称)の設置について	神奈川県中郡大磯町の一部の区域に	—	「明治150年」関連施策の一環として国は、地方公共団体との連携の下明治元年から起算して満150年に当たる平成30年10月を目途に、一部の建物を含む区域の公開を目指す

注1) 閣議決定の段階で面積を明確にしているものとは異なるものがある。

注2) 閣議決定の目的・趣旨は明確であるが、国営吉野ヶ里歴史公園の場合は、(理由)を特に明示して閣議決定している。

注3) 国営追悼・祈念施設(3箇所)、明治記念大磯邸園は、「国は、地方公共団体との連携の下」と明確に明示している。

注4) 国営飛鳥・平常宮跡歴史公園、国営沖繩記念公園は、順次、一定程度離れた区域を追加、決定し区域・面積拡大してきたことがわかる。

図表 (詳細) 既設ロ号国営公園および国が設置する公共空地の閣議決定等理由・趣旨等

<p>■国営武蔵丘陵森林公園</p> <p><昭和43年10月18日閣議決定:明治百年記念事業として行う国営森林公園の設置について></p> <p>明治百年記念事業の一環として、埼玉県比企郡滑川村大字山田、福田、土塩及び熊谷市大字場井の一部にわたる武蔵丘陵に面積約304ヘクタールの国営森林公園を設置する。</p> <p><整備の基本理念></p> <p>明治百年を迎え、この一世紀におけるわが国のめざましい発展の基礎を築いた「明治」の歴史的偉業をたたえ、その遺産から新たな創意と英知を学びとり、次の百年に望む抱負と決意とを表明して、国は、明治百年事業を全国民的規模において行うこととした。この記念事業の一環として、自然を失いつつある都市の住民が緑を通じて人間性を回復する場を確保するため、国は明治百年を記念するにふさわしいものとして、国民の総意を込めて、首都近郊に国営森林公園を設置して、ながく後世に伝えることとする。</p>
<p>■国営沖縄記念公園</p> <p><昭和50年7月15日閣議決定(海洋博覧会地区)></p> <p>沖縄県国頭郡本部町において開催される<u>沖縄国際海洋博覧会</u>の会場(面積約100ヘクタール)の跡地に、<u>沖縄国際海洋博覧会記念公園</u>(仮称)を設置し、国により整備する。</p> <p><昭和61年11月28日閣議決定(首里城地区)></p> <p><u>沖縄の復帰を記念する事業の一環</u>として、首里城跡地(沖縄県那覇市首里城跡地の面積約4ヘクタール)の区域を国営沖縄記念公園首里城地区として整備する。</p>
<p>■国営昭和記念公園</p> <p><昭和54年11月30日閣議決定:天皇陛下御在位50周年記念事業として行う国営昭和記念公園の設置について></p> <p><u>天皇陛下御在位50周年記念事業の一環</u>として、東京都立川市泉町、緑町及び富士見町並びに昭島町福島町及び郷地町の一部にわたる区域に面積約200ヘクタールの国営昭和記念公園を設置する。</p> <p><整備の基本理念></p> <p>昭和天皇陛下御在位五十年記念事業の一環として、国は首都近郊に記念公園を建設し、これを長く後世に伝えることとした。</p> <p>この公園は、本事業の趣旨に沿って、「緑の回復と人間性の向上」をテーマに豊かな緑につつまれた広い公共空間と文化的内容を備えたものとし、現在及び将来を担う国民が自然環境の中で健全な心身を育み、英知を養う場とするものとする。</p>
<p>■国営吉野ヶ里歴史公園</p> <p><平成4年10月27日閣議決定:国営吉野ヶ里歴史公園の設置について></p> <p><u>我が国固有の優れた文化的資産</u>である吉野ヶ里遺跡の保存及び活用を図るための都市公園の設置について我が国固有の優れた文化的資産である吉野ヶ里遺跡の保存及び活用を図るため、佐賀県神埼郡神埼町大字志波屋及び大字鶴、三田川町大字田手並びに東脊振村大字大曲の一部にわたる区域に面積約54ヘクタールの国営吉野ヶ里歴史公園を設置する。</p> <p>(理由)国の特別史跡に指定されている吉野ヶ里遺跡は、弥生時代における「クニ」の中心的な集落の全貌</p>

を示す、現存するものとしては我が国最大の遺跡である。

また、有柄銅剣やガラス製管玉等の出土品が国の重要文化財に指定されるなど、高い学術的価値を有する。

本遺跡をその周辺の豊かな自然環境と一体的に保存するとともに、広く県民が利用できる空間として整備する必要があるため、都市公園法第 2 条第 1 項第 2 号ロの規定に基づき、我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため国が設置する都市公園として、その設置を閣議決定するものである。

■国営飛鳥歴史公園（キトラ古墳周辺地区）

<昭和 45 年 12 月 18 日閣議決定(祝戸地区、石舞台地区、甘櫨丘地区):飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について>

<昭和 51 年 10 月 29 日閣議決定(高松塚周辺地区):飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策の一環としての都市公園の整備について>

<平成 13 年 3 月 16 日閣議決定(キトラ古墳周辺地区):飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策の一環としての都市公園の整備について>

飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策の一環として、キトラ古墳周辺地区(奈良県高市郡明日香村大字檜前、大字阿部山、大字大根田、大字栗原の一部にわたる面積約14ヘクタールの区域)を国営飛鳥歴史公園の一部として整備する。

■国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（平城宮跡区域）

<平成 20 年 10 月 28 日閣議決定:我が国固有の優れた文化的資産である平城宮跡の保存及び活用を図るための都市公園の整備について>

我が国固有の優れた文化的資産である平城宮跡の保存及び活用を図るため、奈良県奈良市佐紀町、法華寺町、二条大路南及び二条町の一部にわたる面積約 120 ヘクタールの区域を国営飛鳥・平城宮跡歴史公園平城宮跡区域として、「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について」(昭和 45 年 12 月 18 日閣議決定)、「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策の一環としての都市公園の整備について」(昭和 51 年 10 月 29 日閣議決定)及び「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策の一環としての都市公園の整備について」(平成 13 年 3 月 16 日閣議決定)に基づき整備することとしている国営飛鳥歴史公園を国営飛鳥・平城宮跡歴史公園飛鳥区域として整備する。

■国立民族共生公園

<平成 26 年 6 月 13 日閣議決定、平成 29 年 6 月 27 日一部変更:アイヌ文化の復興等を促進するための民族共生象徴空間の整備及び管理運営に関する基本方針について>

アイヌの人々は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族である。政府では、衆参両院による「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」(平成 20 年 6 月 6 日)及び「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書(平成 21 年 7 月 29 日 アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会決定)を踏まえ、内閣官房長官が座長を務めるアイヌ政策推進会議の下に、アイヌの人々の意見等を聴いて、アイヌ政策の推進を図っているところである。

アイヌの人々が民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは、多様な価値観が共生し、活力ある社会を形成する共生社会を実現することに資するものであり、この観点からも施策を具体化する

必要がある。

このため、アイヌ政策推進会議の下で推進している施策の中核となる民族共生象徴空間(以下「象徴空間」という。)の整備及び管理運営に関し、下記のとおり取り組むものとする。

記

1 象徴空間は、アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとして、アイヌの歴史、文化等に関する国民各層の幅広い理解の促進の拠点並びに将来へ向けてアイヌ文化の継承及び新たなアイヌ文化の創造発展につなげるための拠点となるよう、北海道白老郡白老町に整備するものとする。

2 象徴空間は、次に掲げる役割を担うものとする。

(1)アイヌ文化の復興

アイヌの歴史、文化等に関する展示及び調査研究並びにアイヌ文化の伝承、そのための人材育成、体験交流、情報発信及び豊かな自然を活用した憩いの場の提供その他の取組を通じてアイヌ文化の復興に関する我が国における中核的な役割を担う。

(2)アイヌの人々の遺骨及びその副葬品の慰霊及び管理

先住民族にその遺骨を返還することが世界的な潮流となっていること並びにアイヌの人々の遺骨及び付随する副葬品(以下「遺骨等」という。)が過去に発掘及び収集され現在全国各地の大学において保管されていることに鑑み、関係者の理解及び協力の下で、アイヌの人々への遺骨等の返還を進め、直ちに返還できない遺骨等については象徴空間に集約し、アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現を図るとともに、アイヌの人々による受入体制が整うまでの間の適切な管理を行う役割を担うこととし、管理する遺骨等を用いた調査・研究を行わないものとする。また、全国各地の博物館等において保管されている遺骨等の取扱いについて、検討を進める。

3 象徴空間は、次に掲げる区域及び施設で構成する。

(1) アイヌ文化の復興の中核となる国立アイヌ民族博物館及び国立民族共生公園(国が設置する公共空地をいう。)を設置する区域(以下「中核区域」という。)(中核区域は、北海道白老郡白老町若草町(ポロト湖畔周辺地域)に設定する。)

(2) 中核区域と連携してアイヌ文化の復興のための利活用を図るために別に定める関連区域

(3) 遺骨等の慰霊及び管理のための施設(遺骨等の慰霊及び管理のための施設は、北海道白老郡白老町宇白老に整備する。)

4 象徴空間の一体的運営を図るため、アイヌの人々の主体的参画を確保しつつ、次の措置を講ずる。

(1) 象徴空間全体の円滑な運営を図るため、関係者による運営協議会を設置すること。

(2) 象徴空間の中核区域の施設を一体的に運営し、アイヌ文化の伝承、人材育成活動、体験交流活動等の実施に当たる運営主体は、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(平成9年法律第52号)第7条第1項の規定に基づき指定された法人とすること。

(3) 象徴空間の一般公開までに、運営協議会を活用しつつ、象徴空間の運営方針の策定、運営主体の業務実績の評価その他の象徴空間の適切かつ効率的な運営を確保するために必要な仕組みを構築すること。

5 象徴空間は、アイヌ文化の復興等を図るとともに、国際観光や国際親善に寄与するため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に先立ち、平成32年4月に一般公開し、年間来場者数100万人を目指すものとする。

また、象徴空間における遺骨等の集約については、象徴空間の一般公開に先立ち、関係者の理解及び協力の下、できる限り早期に行うものとする。

■ 国営追悼・祈念施設（仮称）

<平成 26 年 10 月 31 日 閣議決定、平成 29 年 9 月 1 日一部変更：東日本大震災からの復興の象徴となる国営追悼・祈念施設（仮称）の設置について>

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、国は、地方公共団体との連携の下、岩手県陸前高田市、宮城県石巻市及び福島県双葉郡浪江町の一部の区域に、国営追悼・祈念施設（仮称）を設置する。

■ 明治記念大磯邸園

<平成 29 年 11 月 21 日閣議決定：「明治 150 年」関連施策として行う明治記念大磯邸園（仮称）の設置について>

「明治 150 年」関連施策の一環として、国は、地方公共団体との連携の下、神奈川県中郡大磯町の一部の区域に、明治記念大磯邸園（仮称）を設置する。また、明治元年から起算して満 150 年に当たる平成 30 年 10 月を目途に、一部の建物を含む区域の公開を目指すものとする。

(4) 国が設置する公共空地の概要

1) 国立民族共生公園

① 民族共生象徴空間の意義、機能等

政府では、アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとして、アイヌの歴史、文化等に関する国民各層の幅広い理解の促進の拠点並びに将来へ向けてアイヌ文化の継承及び新たなアイヌ文化の創造発展につなげるための拠点となる「民族共生象徴空間」（象徴空間）を、2020年（平成32年）4月24日（金）の一般公開に向けて、北海道自老郡白老町に整備を進めている。

その意義や目的は、次のように整理されている。



■ 民族共生象徴空間の意義等

アイヌ文化の振興や普及啓発については、平成9年のアイヌ文化振興法の施行により、北海道内各地域を中心に様々な取組が展開され、アイヌ文化伝承活動の裾野が拡大する等、一定の効果が現れた一方、アイヌ文化の伝承者が少なくなり、アイヌ語、伝統工芸等、存立の危機にある分野が存在しているとともに、未だなお、アイヌの歴史や文化等について、国民各層の幅広い十分な理解が得られていないなどの基本的な課題に直面しています。

このような背景を踏まえ、象徴空間は、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告（平成21年7月）において、アイヌの人々が先住民族であるとの認識に基づき展開される今後のアイヌ政策の「扇の要」として提言されました。

この象徴空間は、アイヌ文化を振興するための空間や施設を整備するというものだけでなく、**我が国の貴重な文化でありながら存立の危機にあるアイヌ文化を復興・発展させる拠点**として、また、我が国が将来に向けて、**先住民族の尊厳を尊重し差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴**として、複合的意義・目的を有する空間として整備するものです。

■ 機能

象徴空間は、長い歴史と自然の中で培われてきたアイヌの文化を多角的に伝承・共有すること、アイヌの人々の心のよりどころとなること、国民全体が互いに尊重し共生する社会のシンボルとなること、国内外の人々、子供から大人までの幅広い世代がアイヌの世界観、自然観等を学ぶことができるような機能を有する空間を目指します。

出典：内閣官房アイヌ総合政策室 HP より

図表 民族共生象徴空間の構成

主要施設等		名称	所管
全体		民族共生象徴空間	
中核施設	公園	国立民族共生公園	国土交通省所管
	博物館	国立アイヌ民族博物館	文部科学省所管
慰霊施設		慰霊施設	国土交通省所管

出典：内閣官房アイヌ総合政策室 HP をもとに作成

②民族共生公園の基本理念、基本方針

象徴空間の中で中核施設として位置づけられるのが、国立の民族共生公園とアイヌ文化博物館である（いずれも仮称）。

このうち民族共生公園については、「国立の民族共生公園（仮称）基本計画」において、基本理念、基本方針等が定められている。

■基本理念

民族共生公園では、自然と共生してきたアイヌ文化を尊重し、国内外から訪れる多様な来園者の理解を促進するとともに、豊かな自然を活用した憩いの場の形成等を通じ、将来へ向けてアイヌ文化の継承及新たなアイヌ文化の創造発展につなげるための公園的な土地利用の実現を図る。

■基本方針

- (1) 自然と共生してきたアイヌ文化への理解を深める
- (2) 異なる民族が互いに尊重し共生する社会のシンボルとなる空間を形成する
- (3) 豊かな自然を活用した憩いの場を提供する

出典：「国立の民族共生公園（仮称）基本計画」（国土交通省，2016）

③位置、計画区域

計画地のある白老町は、北海道の南西部、胆振総合振興局管内に位置し、南は太平洋、西は登別市、北は千歳市と伊達市（旧大滝村）、東は苫小牧市とそれぞれ隣接している。

計画地となっている北海道白老郡白老町若草町のポロト湖畔周辺は、JR 白老駅から北東約 500m に位置するとともに、道央自動車道白老 IC から道道白老大滝線と公園通を介して約 3km で接続しており、道南の函館方面及び道央の札幌方面のいずれからも交通条件の至便な場所にある。ここには、従来から（一財）アイヌ民族博物館が運営する野外博物館、民族博物館があったが、これらを吸収し、発展的に拡大する形で整備・運営が進められている。

このうち、ポロト湖と公園通の間に位置する面積約 9.6ha の区域が国立民族共生公園の区域となる（博物館建設予定地およびポロト温泉予定地の範囲を除く）。

図表 計画地



出典：内閣官房アイヌ総合政策室 HP より

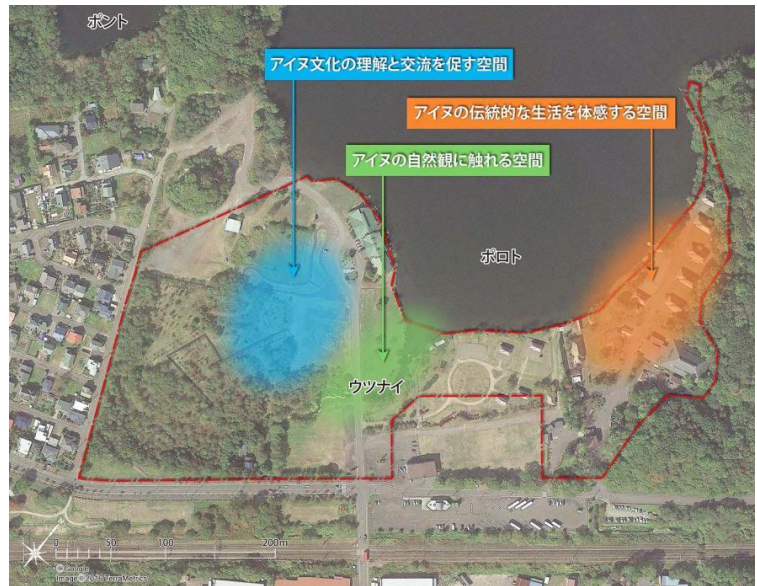
④空間構成、施設配置計画

閣議決定に基づき、象徴空間は中核区域と関連区域、遺骨等及び管理のための施設で構成され、中核区域には博物館と国立民族共生公園が設置されることとされており、平成 32（2020）年に開催される 2020 オリンピック・パラリンピック東京大会に先立ち、平成 32（2020）年 4 月に一般公開の予定である。国立民族共生公園は、自然と共生してきたアイヌ文化への理解を深めるとともに、国内外から訪れる多様な利用者が快適に過ごせる魅力ある空間を形成するため、博物館周辺の豊かな自然を活用した公園的な土地利用として整備されることになっている。

民族共生公園は、アイヌの伝統的な自然観や世界観を感じることができる拠点として、アイヌ文化を尊重し、文化の継承や創造・発展に資する空間を形成するとともに、四季を通して多様な来園者が交流できる快適な憩いの場とすることが目指されている。

このため、多様な来園者のアイヌ文化の理解を促進するとともに、アイヌ文化の継承及び新たな創造発展につなげるとの基本理念を踏まえつつ、体験型のフィールドミュージアムとしての整備等、3つの基本方針を具体化するため、「アイヌの自然観に触れる空間」、「アイヌの伝統的な生活を体感する空間」、「アイヌ文化の理解と交流を促す空間」の3つの空間を計画区域に配置されることとなっている。

図表 空間配置のイメージ



出典：内閣官房アイヌ総合政策室 HP より

⑤施設配置

自然環境等を活かしながら、アイヌ文化の多様な要素を一般の人々が体験・交流する体験型のフィールドミュージアムとして、また、多様な来園者が快適に過ごせる魅力ある空間を形成するために必要となる施設を配置する。

図表 施設配置



出典：内閣官房アイヌ総合政策室 HP より

図表 おもな施設

施設	機能・内容等
伝統的コタン	体験交流等活動のうち伝統的生業（狩猟・漁労・採集・料理等）、伝統的儀式、建築（チセ等）について体験・交流できるよう、チセ群や畑等による伝統的コタンを再現し、空間全体としてアイヌの伝統的な生活空間を体感できる施設とする。
体験交流ホール	体験交流等活動のうちアイヌ語、舞踊・音楽・口承文芸について、国際交流の視点を含め幅広く体験・交流できる施設を配置する。年間を通して対応できるよう屋内の施設とするとともに、顔の見える交流ができるよう室内構成等について配慮する。施設規模としては、概ね500～600名程度を収容できる規模とする。
体験学習館	修学旅行生を始めとする団体の来園者等を主たる対象として、体験交流等活動のうちアイヌ語、伝統的生業（狩猟・漁労・採集・料理等）、工芸（木彫、刺繍・織物等）について体験・交流できる施設を配置する。
工房	木彫、刺繍、織物などの伝統工芸を見学・体験できる施設
チキサニ広場	来園者を伝統的な衣装や踊りで歓迎するおもてなしの広場。

出典：内閣官房アイヌ総合政策室 HP をもとに作成

⑥その他関連施設（国立アイヌ民族博物館、慰霊施設）

●国立アイヌ民族博物館

国立アイヌ民族博物館は、「日本の先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」ことを理念とする北海道初の国立博物館であり、屋外に展開する国立民族共生公園と一対のものとして整備される。

図表 国立アイヌ民族博物館の規模等

	室規模	備考
延べ床面積	8,600 m ²	2階建て
展示室	約2,500 m ²	
収蔵庫	約1,500 m ²	
調査・研究諸室	約1,500 m ²	

出典：内閣官房アイヌ総合政策室 HP をもとに作成

図表 民族共生公園とアイヌ民族博物館の配置イメージ



出典：内閣官房アイヌ総合政策室 HP より

図表 フロア配置図



■ 導入展示
Introduction
世界の民族と出会い、そのひとつの民族であるアイヌの人々が、お客様を展示室へとご案内します。

■ プラザ展示
Plaza
6つの展示テーマの代表的な資料が一堂に会する展示です。お時間に限りのあるお客様でも、代表的な資料を見学することで基礎的なことを知ることができます。

■ 子ども展示
Interactive Gallery
6つの展示テーマに対応するアイテムを手に取ってみたい、遊んでみたい…。体験してもっとくわしく知りたくなったら、それぞれのテーマ展示に行ってみましょう。

■ 私たちのことば
Our Language
アイヌ語とはどのような言語なのか、日本語との関わり、アイヌ語由来の地名などから、アイヌ語という「ことば」を紹介します。口承文芸や、危機言語であるアイヌ語の復興についても取り上げます。

■ 私たちの歴史
Our History
地図と年表が連動する「ヒストリーウォール」を体験しながら、現代に続くアイヌの歴史のひろがりや連なりを視覚的にわかりやすく紹介します。

■ 私たちの世界(信仰)
Our Universes
アイヌの世界観の中心となる、カムイ(神)の考えかた、自然観、死生観などについて紹介します。また、イオマンテ(雲送り儀礼)をはじめとする儀礼について、使われる道具や儀礼のもつ意味を通じて、アイヌの世界観にふれていきます。

■ 私たちのしごと
Our Work
生活の根となる「しごと」について、狩猟、漁撈、採集、農耕といった伝統的な生業にふれていきます。そこから現在を生きるアイヌの人々の仕事まで通して見ていくことで、伝統文化が変容しながら現代までつながっていることを紹介します。

■ 私たちの暮らし
Our Lives
衣食住、人の一生、音楽や舞踊など、アイヌ文化の特色や地域差を、さまざまな資料やAR技術を通して紹介します。また、それらの文化伝承に携わる現在のアイヌの人々についても紹介します。

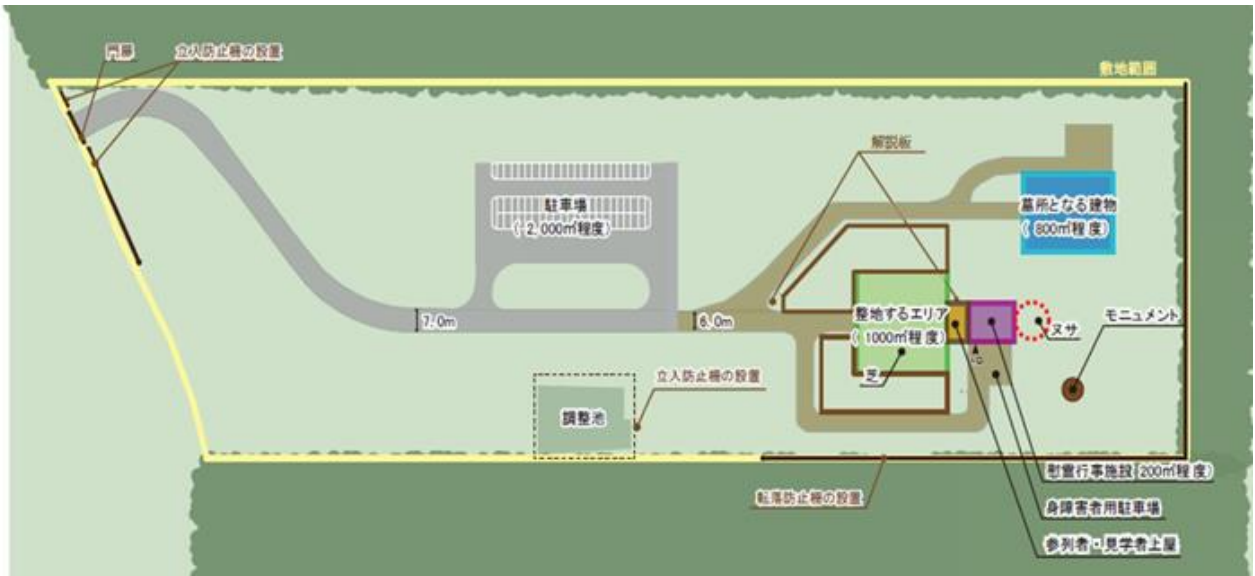
■ 私たちの交流
Our Trade
アイヌの人々は、まわりの民族と交流を行ってきました。交易品を通じて、さまざまな文化や民族との交流をたどっていくとともに、現在に続く民族共生のありかたを見ていきます。

出典：国立アイヌ民族博物館パンフレット

●慰霊施設

慰霊施設は、全国各地の大学等において保管されているアイヌの人々の遺骨等について、関係者の理解及び協力の下、象徴空間に集約し、アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現及びアイヌの人々による受入体制が整うまでの間の遺骨等の適切な管理を行うための施設である。

図表 慰霊施設の全体配置計画、施設（イメージ）



※墓所となる建物・慰霊行事施設（イメージ）



出典：内閣官房アイヌ総合政策室 HP より